

# ベビーシッター利用支援事業のご案内

## 1 制度の概要

事業内容	保育所等に入所できるまでの間、都が認定するベビーシッター事業者を1時間あたり150円（税込）で利用できる事業です。
利用日	月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日、年末年始を除く。）
利用時間	午前7時～午後10時のうち1日あたり11時間（月220時間）が上限 ※ 保育短時間認定の方は、1日8時間（月160時間）が上限
対象者	区内在住で、0歳児～2歳児クラスの入所保留であること 子どものための教育・保育給付認定を受けており、かつ有効期間内であること
助成期間	入所希望だった月から ①令和8年3月末日 ②内定した保育所への入所月の前月末日 ③子どものための教育・保育給付認定終了日 のいずれか早い日まで ※ 利用約款第11条に該当することになった場合は、上記にかかわらず助成終了です。（No.3参照） ※ 入所申込には期限があります。継続申請がされていない場合は、有効期間が切れた翌月から助成対象外となります。再度入所申請を行ったうえ、入所保留となった方はお手続きが必要になります。

## 2 助成までの流れ

### ① まずは、希望する認定事業者（裏面）へ利用の可否をお問い合わせください。

- ✓ 必ず、「東京都のベビーシッター利用支援事業を利用したい」旨をお伝えください。
- ✓ 利用要件について、対象者確認書の裏面に記載する同意事項をご確認ください。
- ✓ ベビーシッターの利用を保証・確約するものではありません。
- ✓ 認定事業者との契約が成立しない場合には、本事業をご利用になれません。

### ② 利用枠の確認後、事業者より事前説明を受け、契約手続きを行います。

- ✓ 契約時には、同封の対象者確認書の提示が必要です。
- ✓ ベビーシッターの派遣には、申込みから最大1カ月程度かかる場合があります。

### ③ 契約が済みましたら、対象者確認書・契約書を持って区窓口にお越しください。

- ✓ 初回の利用予定日の10開庁日前を目安にご来庁ください。（12時～13時を除く。）
- ✓ 郵送でのお手続きをご希望される場合にはお問合せください。

### ④ 専用システムのアカウントが、利用者に直接郵送されます。

- ✓ アカウントの受領後、①専用システムにおいて助成券を発行し、②表示された助成券のコードを、利用の都度、ベビーシッターに伝えてください。

## 3 利用約款（抜粋）

(1)助成期間について（利用約款第11条）

◇ 以下の場合、助成期間に限らず本事業の利用は終了となり、助成終了となります。

終了事由	助成終了日
認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所への入所が内定	内定した保育所等への入所(予定)月の前月末日
内定を辞退	
入所申込みを行わなかった(申込みの取り下げも含む。)	申し込むべきだった入所月の前月末日
区外へ転居	転居の前日
保育の必要性の認定要件を満たさなくなった	認定要件を満たさなくなった日

## (2)対象経費について（利用約款第7条）

◇ 入会金、ベビーシッターが訪問するための交通費、キャンセル料、保険料等は、対象外です。

ただし、対象児童の体調不良により利用予定日の前日又は当日にやむを得ずキャンセルする場合に発生するキャンセル料については、東京都が指定する証明書類を期日までに提出した場合に限り、助成券を利用することができます。

## (3)利用時間について（利用約款第6条）

◇ 保護者が産休・育休中や休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）は、利用できません。

**利用約款の詳細等は、東京都福祉局のホームページにてご確認ください。**



都ホームページ  
二次元コード

## 4 認定事業者

本事業の対象となる認定事業者は

**東京都福祉局のホームページにてご確認ください。**



都ホームページ  
二次元コード

## 5 Q & A

（令和7年3月現在）

シッターの空き情報等は、どこに掲載されますか？	掲載予定はございません。直接事業者へお問い合わせください。
認証保育所や認可外保育施設との併用は可能ですか？	併用は可能です。ただし、 <u>認可外保育施設等保護者負担軽減補助金の対象外となりますので、ご注意ください。</u>
産休・育休中も利用できますか？	産休・育休中のご利用になれません。
K加算の対象となりますか？	利用調整基準に示す要件を満たす場合、加算対象です。
就学や介護等の理由での保留でも利用できますか？	ご利用いただけます。
在宅勤務や自営業でも利用できますか？	保育を行う部屋と仕事部屋が完全に分かれていることが前提となります。しかしながら、保護者が近くにいる環境での保育には、相当の難しさもあるため、事業者による面談の結果次第では、ご利用いただけない場合もございます。

## 6 保護者負担軽減補助金のご案内

### (1)補助対象者

ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を利用する保護者

ただし、区市町村民税が課税されている世帯に限る

### (2)補助上限額 33,000円（保育短時間の場合は24,000円）

※ひと月あたりの補助額は、月の利用料（1時間あたり150円）と補助上限月額のうちどちらか低い方です。

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用（現金で購入したポイント等で支払った料金）、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は対象外です。

※勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。（保育利用料に充当します。交通費等の助成対象外となるオプション利用料に充当することはできません。）

### (3)申請方法

ベビーシッター事業者を利用料をお支払い後に、補助金の申請をする必要があります。提出書類および申請スケジュール等は、大田区ホームページをご確認ください。

大田区ホームページ  
二次元コード



（お問い合わせ）

◆ベビーシッター利用支援事業に関して \*12時～13時を除く  
大田区役所 保育サービス課 保育サービス基盤担当 電話 03-5744-1277

◆保護者負担軽減補助金に関して  
大田区役所 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター  
（大田区役所本庁舎3階21番窓口） 電話 03-5744-1312